

○さいたま市学校災害救済給付金条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第22号

改正 平成19年12月28日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市学校災害救済給付金条例（平成13年さいたま市条例第118号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(校長の指導)

第2条 校長は、学校安全の管理及び指導に努めるとともに、児童・生徒が学校管理下において災害を受けた場合は、児童・生徒又は保護者（以下「受給者」という。）にさいたま市学校災害救済給付金制度について周知徹底するものとする。

(支給申請)

第3条 さいたま市学校災害救済給付金（以下「給付金」という。）を受けようとする受給者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学校災害被災者見舞金を受けようとする場合 学校災害被災者見舞金支給申請書（様式第1号）
- (2) 学校災害被災者医療費助成金を受けようとする場合
 - ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「センター法」という。）に基づく災害共済給付を受けている場合 学校災害被災者医療費助成金支給申請書（様式第2号）
 - イ センター法に基づく災害共済給付を受けていない場合 学校災害被災者医療費助成金支給申請書（様式第2号）及び学校災害被災者医療費助成金診療履歴記録票（様式第3号）
- (3) 学校災害被災障害者修学助成金を受けようとする場合 学校災害被災障害者修学助成金支給申請書（様式第4号）

2 委員会は、前項の申請書に必要な応じて医師の証明書その他の書類の添付を求めることができる。

(一部改正〔平成19年教委規則15号〕)

(決定通知)

第4条 給付金を決定したときは、給付金支給決定通知書（様式第5号）により、受給者に通知するものとする。

（一部改正〔平成19年教委規則15号〕）

（審査委員会）

第5条 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 歯^が牙特別見舞金の認定に関する事。
- (2) 学校災害被災者医療費助成金の認定に関する事。
- (3) 学校災害被災障害者修学助成金の認定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校災害の救済について、委員会が必要と認めた事項

（委員長等）

第6条 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議が終了したときは、報告書を作成し、委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告しなければならない。

（参考意見等の聴取）

第8条 審査委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（相談員）

第9条 学校災害救済相談員（以下「相談員」という。）の定数は、1人とする。

- 2 相談員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

（身分）

第10条 相談員は、非常勤の特別職とする。

（服務）

第11条 相談員は、週3日勤務するものとする。

- 2 相談員は、相手方の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならな

い。その職を退いた後も、また、同様とする。

(業務)

第12条 相談員は、学校災害の救済に関する業務のうち次の業務を行う。

- (1) 学校災害の救済に関する相談、助言及び情報の提供
- (2) 学校災害の救済及び予防に関する情報の収集及び調査

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、大宮市学校災害救済給付金条例施行規則（平成6年大宮市教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月28日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

学校災害被災者見舞金支給申請書

年 月 日					
(あて先)さいたま市教育委員会					
保護者又は本人 住 所 氏 名 電話番号 ()					
が					
次のとおり、被災者見舞金(死亡・障害・歯牙特別・特別)を申請します。					
児童・生徒	学校名		災害の状況	災害発生日	年 月 日()
	学年組	年 組		傷 病 名	
	氏 名				
振込口座	振 込 先	銀行・信金 支店			
	名義人	預金種別	普通・当座	フリガナ	
		口座番号	氏 名		
校長の確認	上記児童・生徒の災害は、学校管理下において発生したものに相違ありません。 年 月 日 さいたま市立 学校 校長名 印				
医師の証明	※障害の程度・状況について詳細に記入してください。 <div style="text-align: right;">障害部位 $\frac{+}{+}$</div>				
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関所在地及び名称 氏 名 印				

注

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 歯^が牙特別見舞金の場合は、医師証明が必要です。

様式第2号(第3条関係)

学校災害被災者医療費助成金支給申請書

年 月 日					
(あて先)さいたま市教育委員会			保護者又は本人 住 所 氏 名 電話番号 ()		
⑩					
次のとおり、医療費助成金を申請します。					
児童・生徒	発生時	学校名	災害の状況	災害発生日	年 月 日()
	氏名	学年組 年 組		傷 病 名	
現在の状況					
振込口座	振 込 先		銀行・信金 支店		
	名義人	預金種別	普通・当座	フリガナ	
	口座番号		氏 名		
診療機関	医療機関所在地及び名称 氏 名				電話番号()
請求金額	内訳	年 月 日	金額	円	
		年 月 日	金額	円	
		年 月 日	金額	円	
		年 月 日	金額	円	
				合計	円

注 医療機関での領収書を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

学校災害被災者医療費助成金診療履歴記録票

被災者	フリガナ氏名		性別	1 男 2 女
			生年月日	・ ・
	住所	電話番号 ()		
	転居の場合の新住所	電話番号 ()		
	保護者名			

災害発生時の状況	学校名	さいたま市立	学校	学年組	年 組
	月 日	年 月 日	場所		
	診断名				
	初診日	年 月 日			

診療記録を記入する。診療機関が同一の場合は、1行に、通院した通算の診療日数を記入する。

年	月	日	～	年	月	日	診療日数	医療機関名

- 注 1 日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けていない場合は、学校災害被災者医療費助成金を申請する際にこの診療履歴記録票が必要となります。
- 2 提出の際は、証明書(医師による通院履歴が証明できるもの)を添付してください。

様式第4号(第3条関係)

学校災害被災障害者修学助成金支給申請書

(あて先)さいたま市教育委員会		年 月 日 保護者又は本人 住 所 氏 名 _____ (印) 電話番号 () _____		
次のとおり、修学助成金を申請します。				
高等学校等・大 学 等(いずれか○で囲んでください。) 氏 名 _____ 学校名 _____ 所在地 _____ 電話番号 () _____				
災害発生日				
発生時学校名				
振 込 口 座	振 込 先		銀行・信金 支店	
	名 義 人	預 金 種 別 口 座 番 号	普通・当座 	フリガナ 氏 名

注 在学証明書・身体障害者手帳の写しを添付してください。

様式第5号(第4条関係)

給付金支給決定通知書

様 次のとおり決定したので通知します。		第 年 月 日 さいたま市教育委員会	号 日 	
給付の種類				
決定区分	<input type="checkbox"/> 支給する。 <input type="checkbox"/> 支給しない。			
給付金額	金 円			
支給方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金支給			
あなたの指定した下記銀行口座に、 年 月 日に振り込みいたしますので、通知します。				
振込口座	振込先		銀行・信金	支店
	名義人	預金種別	普通・当座	フリガナ
		口座番号	氏 名
支給条件 ----- ----- -----				

問い合わせ先 さいたま市教育委員会 学校教育部 健康教育課
電話番号

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

（追加〔平成19年教委規則15号〕）

様式第4号（第3条関係）

（一部改正〔平成19年教委規則15号〕）

様式第5号（第4条関係）

（一部改正〔平成19年教委規則15号〕）